

議案第87号

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4)～(7) 略 2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。 (旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(5) 略 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による<u>旅費は</u>支給しない。 4～6 略 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～11 略 <u>12</u> 略	(1)及び(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時在勤庁（<u>常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4)～(7) 略 2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。<u>ただし、「在勤地」という場合には、三朝町の地域及び三朝町役場から8キロメートル以内の三朝町以外の地域で規則で定める地域をいうものとする。</u> (旅費の支給) 第3条 略 2 職員、<u>その配偶者</u>又はその遺族が次の各号の<u>1</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(5) 略 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号、第4号及び第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による<u>旅費に</u>支給しない。 4～6 略 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、<u>支度料</u>、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～11 略 <u>12</u> <u>支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。</u> <u>13</u> 略
--	---

<u>13</u> 略	<u>14</u> 略
<u>14</u> 略	<u>15</u> 略
第9条 旅行者が同一地域（<u>第2条第2項</u>に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2 略 （旅費の請求手続） 第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の<u>様式</u>に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。 2～4 略 5 第1項に規定する添付書類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 （航空賃） 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。<u>ただし、規則で定める場合にあつては、規則で定める額とする。</u> （車賃） 第17条 略	第9条 旅行者が同一地域（<u>第2条第3項</u>に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2 略 （旅費の請求手続） 第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の<u>請求書</u>に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。 2～4 略 5 第1項に規定する<u>請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式</u>、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 （航空賃） 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。 （車賃） 第17条 略

2 <u>前項の規定にかかわらず、役場を起終点とする町内の旅行にあつては、町長が別に定める額を支給する。</u>	
3 略	2 略
4 略	3 略
(日当)	(日当)
第18条 日当の額は、<u>1日につき2,200円とする。</u>	第18条 日当の額は、<u>別表の定額による。</u>
2 日当は、<u>県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。</u>	2 日当は、<u>県外（別に規則で定める地域を除く。）に旅行をした場合に限り、支給する。ただし、旅行の全行程に公用車（これに準ずるものとして、町長が別に定めるものを含む。）を使用する場合には、支給しない。</u>
(宿泊料)	(宿泊料)
第19条 宿泊料の額は、<u>次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第19条 宿泊料の額は、<u>宿泊先の区分に応じた別表の定額による。</u>
(1) <u>甲地方（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。）</u> 1夜につき10,900円	
(2) <u>乙地方（前号及び次号の地域以外の地域をいう。）</u> 1夜につき9,800円	
(3) <u>鳥取県の区域内</u> 1夜につき8,200円	
2 略	2 略
(食卓料)	(食卓料)
第20条 食卓料の額は、<u>1夜につき2,200円とする。</u>	第20条 食卓料の額は、<u>別表の定額による。</u>
2 略	2 略
(着後手当)	(着後手当)
第22条 着後手当の額は、<u>第18条第1項に定める日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第19条第1項に定める宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u>	第22条 着後手当の額は、<u>別表の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u>

(打切旅費)	
第31条の2 <u>旅行の用務又は状況により、町長が特に必要と認める場合の旅費については、打ち切り、又は減額して支給することができる。</u>	

第2条 三朝町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第21条、第26条）

移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
円 93,000	円 107,000	円 132,000	円 163,000	円 216,000	円 227,000	円 243,000	円 282,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

（三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の<u>12種</u>とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。	(旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、<u>支度料</u>、旅行雑費及び死亡手当の<u>13種</u>とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。

(旅費の調整) <u>第6条</u> 町長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給された場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができるものとする。 <u>2</u> 前項の旅費の調整は、一般職の職員の例によるものとする。 (給与及び旅費の支給方法) <u>第7条</u> 略	(給与及び旅費の支給方法) <u>第6条</u> 略
---	--

第4条 三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

内国旅行の旅費

1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	日 当（１ 日 に つ き）	宿泊料（１夜につき）			食卓料 （１夜に つき）
	県内	県外					県内	県外		
								甲地方	乙地方	
町長 副町長	普通 旅客 運賃 及び 急行 料金	普通 旅客 運賃、 急行 料金、 特別 車両 料金 及び	普通旅 客運 賃、特 別船室 料金及 び座席 指定料 金	一般職 の職員 の例に よる。	１キロ メー トル につ き１ ６円 （在 勤 地 内 に お け る 旅 行 に あ つ て は、 町 長 が 別	２,２ ００ 円 （県 外（ 町 長 が 別 に 定 め る 地 域 を 除 く。 ） に 出 張 す る 場 合 に 限 る。 ）	１ ０,２ ００ 円	１ ３,１ ００ 円	１ １,８ ００ 円	２,６ ００ 円

		座席 指定			に 定 め る 額)					
--	--	----------	--	--	---------------	--	--	--	--	--

備考

- 1 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。
- 2 乙地方とは、県外の地域のうち、甲地方以外の地域をいう。
- 3 食卓料の内訳は、夕食代に係る部分を1,700円、朝食代に係る部分を900円とする。

2 移転料

鉄道50キ ロメー トル未 満	鉄道50キ ロメー トル以 上 100キ ロメー トル未 満	鉄 道 1 0 0 キ ロ メ ー トル以 上 300キ ロメー トル未 満	鉄道300キ ロメー トル以 上500 キ ロ メ ー トル未 満	鉄 道 5 0 0 キ ロ メ ー トル以 上 1,000 キ ロ メ ー トル未 満	鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上 1,500 キ ロ メ ー トル未 満	鉄道1,500キ ロメー トル以 上2,000 キ ロ メ ー トル未 満	鉄道2,000 キ ロ メ ー トル以 上
円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000円	円 292,000	円 306,000	円 328,000円	円 381,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

（三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第5条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和44年三朝町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（旅費） 第4条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の<u>12種</u>とし、その額及び支給方法は、三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の適用を受ける職員の例による。	（旅費） 第4条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、<u>支度料</u>、旅行雑費及び死亡手当の<u>13種</u>とし、その額及び支給方法は、三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の適用を受ける職員の例による。

(三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例)

第6条 三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三朝町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(旅費) 第5条 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の <u>12種</u> とし、その額及び支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の適用を受ける職員の例による。	(旅費) 第5条 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、 <u>支度料</u> 、旅行雑費及び死亡手当の <u>13種</u> とし、その額及び支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の適用を受ける職員の例による。

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	内国旅行の旅費
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 32,000円 識見を有する者のうちから選任された委員 月額 48,000円	三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
教育委員	委員長 月額 53,000円 委員長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円	
農業委員	会長 月額 53,000円 会長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円	
選挙管理委員	委員長 日額 7,800円 委員 日額 6,000円	

選挙長	1回につき 10,600円	
投票所の投票管理者	日額 12,600円	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	
開票管理者	1回につき 10,600円	
投票所の投票立会人	日額 10,700円	
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円	
開票立会人	1回につき 8,800円	
選挙立会人	1回につき 8,800円	
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 5,000円を超えない範囲内で町長が別に定める額	
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 5,000円を超えない範囲内で町長が別に定める額	
自立推進員	月額 25,000円	三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費
体育指導委員	年額 48,000円	
人権教育推進員	月額 160,000円	
社会教育指導員	月額 130,000円	
国際交流員（語学指導等を行う招致外国青年）	予算の範囲内で町長が定める額	
外国語指導助手	同上	

（三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第8条 三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(費用弁償) 第6条 議会の議員が招集に応じ、<u>議会、委員会若しくは町議会の会議等</u>に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額 <u>(自家用自動車を利用した場合にあっては、議長が別に定める額)</u> (2) 略 3 略	(費用弁償) 第6条 議会の議員が招集に応じ、<u>又は委員会若しくは協議会等</u>に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額 (2) 略 3 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。